

滋賀県立陶芸の森ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、財団法人滋賀県陶芸の森（以下「陶芸の森」という。）が管理する滋賀県立陶芸の森ホームページのトップページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、滋賀県立陶芸の森ホームページ広告掲載要項（以下「要項」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置および枠数)

第2条 要項第3条に規定する広告の位置および枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の位置 トップページ右下部の位置
- (2) 枠数 規格A 3枠、規格B 3枠

(広告の基準)

第3条 要項第4条第7号の規定により、陶芸の森が適当でないと認めるものは、次の各号に掲げるものとし、当該各号に該当する場合は、広告掲載を認めないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第112号）に定める風俗営業広告
- (2) 社会的批判を招く恐れのあるもの
- (3) 教育的または健康的な配慮が必要なもの
- (4) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
- (5) あたかも陶芸の森が推奨しているかのような誤解を与える恐れのあるもの

(広告の種類)

第4条 要項第5条第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第5条 要項第5条第2号の規定による広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさ 規格A 縦80ピクセル・横130ピクセル



規格B 縦50ピクセル・横130ピクセル



(2) 形式 GIF (アニメ可)・JPEG・FLASH

(3) データ容量 100KB以下

(広告の禁止表現)

第6条 要項第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト(明度差)が強い画面の反転表示等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) その他広告の表現として適当でないと陶芸の森が認めるもの

(広告の制限事項)

第7条 要項第5条第4号の規定による広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、いずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しない。

(1) イメージ等の点滅は、その間隔を原則として0.4秒以上とする。

(2) 画面の反転表示および大部分の領域の切り替えは、その間隔を原則として2秒以上とする。

(広告掲載料)

第8条 要項第13条第1項の規定による広告の掲載料は、規格Aについては1枠当たり月額20,000円(消費税および地方消費税を含む。)とし、規格Bについては1枠当たり月額10,000円(消費税および地方消費税を含む。)とする。

付 則

この要領は平成17年11月1日から施行する。